

高松市生涯学習センター 生涯学習推進事業（庁内各課との連携事業）

「命を救うために必要な応急手当」を開催しました。



平成30年9月5日（水）、高松市消防局 消防防災課職員を講師に迎え、「命を救うために必要な応急手当」を開催しました。

まず、最初に、講師から応急手当の重要性について説明があり、その中で、“倒れている人（要救護者）”を見つけたら、その場に居合わせた人が、救急車が来るまでの間に救命処置をした場合と、しなかった場合

では、生存率や社会復帰率に大きな差が出てくるので、もし、要救護者を見つけた場合には、必ず救急処置を行ってくださいとの話がありました。

次に、受講者にAED（自動体外式除細動器）を用いた心肺蘇生法の実践をしてもらいました。最近では、公共施設やショッピングセンターなど、いろいろな場所で見かけるAEDですが、実際に使っている現場を見た受講者の方は、ほとんどいませんでした。講師より、AEDの仕組みなど基本的な情報を教えていただいた後、まず、受講者2人でペアになり、AEDを使用する前に行うこととして、要救護者を発見したら、①周囲の安全を確認する。②要救護者の肩を叩きながら声をかける。③大声で助けを求める。④119番通報と近くにあるAEDをもってきてもらうのを2人



人をお願いする。という手順を学びました。その後、4つのグループに分かれて、講習用の人形とAEDを用いて、胸骨圧迫（心臓マッサージ）や人工呼吸の実践を行いました。AEDは電源をONにすると、まず音声メッセージが流れ、操作方法を案内してくれます。また、要救護者の体に電極パッドを貼る位置についても、イラストで描かれているので、そのとおりに行えば、迅速な対処が必要とされている状況でも、戸惑うことなく実行する



ことができます。受講者の方からも「これなら私でも使える。」との声も聞こえてきました。

また、もし、救急隊が到着するまでの間、要救護者が失神しているなど、反応はないが、普段どおりの呼吸を行っている状態であれば、要救護者に「回復体位」をとらせることによって、急な容態の変化があった場合でも大事に至らないということも学びました。この体位にすることによっ

て要救護者の呼吸等の負担が少なく、楽になるとのことでした。

最後の質疑応答の時間では「食べ物をのどに詰まらせ、突然意識不明になった場合には、救急車が来るまでの間に、どのような対処をすればいいですか。」など、熱心に質問される受講者も見受けられ、何時、どこで起こるかもしれない突発的な事故に対しての対応について関心の高さを感じることが出来ました。